

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年11月5日(2009.11.5)

【公開番号】特開2005-168555(P2005-168555A)

【公開日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2005-025

【出願番号】特願2003-408708(P2003-408708)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 A

A 6 3 F 5/04 5 1 2 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面の外観がほぼ同じでありながら遊技仕様が異なる複数のタイプを持つ遊技機であって、

遊技機の裏側に装着されて遊技動作を制御する遊技制御部を備えており、

遊技制御部は、タイプ毎に、そのタイプの遊技仕様に対応したプログラムを格納しており、

遊技機の前面の特定部位には、仕様票又は証紙を囲む証紙枠が設けられており、タイプが異なると仕様票又は証紙枠の形状若しくは色彩又はこれらの結合が相違していることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

遊技盤と、遊技盤を着脱可能に収容する遊技盤枠をさらに備えており、

遊技制御部は、遊技盤の裏側に装着されると共に、遊技盤と一体で交換されるようになっており、

遊技盤枠は、遊技盤のタイプが異なっても共通で用いられるようになっており、

遊技盤が遊技盤枠に収容された状態で、遊技盤枠に形成された透明窓から遊技盤の前面に設けられた特定部位を視認可能であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

仕様票又は証紙枠が交換可能であることを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本願の第1の遊技機は、前面の外観がほぼ同じでありながら遊技仕様が異なる複数のタイプを持っている。そして、前面の特定部位に仕様票が設けられており、タイプが異なると仕様票の形状若しくは色彩又はこれらの結合が相違している。

この遊技機は、そのタイプが異なると仕様票の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が相違している。このため、遊技者は、仕様票を一目するだけで、遊技機のタイプを識別することができる。すなわち、遊技機のタイプを早く識別することができる。

本願の第2の遊技機は、前面の外観がほぼ同じでありながら遊技仕様が異なる複数のタイプを持つ遊技機であって、前面の特定部位に証紙を囲む証紙枠が設けられており、タイプが異なると証紙枠の形状若しくは色彩又はこれらの結合が相違している。

この遊技機は、遊技機のタイプが異なると証紙枠の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が相違している。このため、遊技者は、証紙枠を一目するだけで、遊技機のタイプを識別することができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の好適な実施形態を例示する。

(形態1)

遊技機の裏側に装着されて遊技動作を制御する遊技制御部を備えることができる。遊技制御部は、タイプ毎に、そのタイプの遊技仕様に対応したプログラムが格納されている。

(形態2)

遊技盤と、遊技盤を着脱可能に収容する遊技盤枠を備えている。遊技制御部は、遊技盤の裏側に装着されると共に、遊技盤と一体で交換されるようになっている。遊技盤枠は、タイプが異なっても共通で用いられるようになっている。遊技盤が遊技盤枠に収容された状態で、遊技盤枠に形成された透明窓から遊技盤の前面に設けられた特定部位を視認可能とされている。このように構成されていると、遊技盤枠に対して遊技盤が交換され、遊技機が異なるタイプに変更になっても、透明窓から遊技盤に設けられた特定部位を視認することによって、遊技機のタイプを識別することができる。

(形態3)

仕様票又は証紙枠は、交換可能とされている。このようになっていると、遊技機のタイプを変更した場合にも、仕様票又は証紙枠を交換することによって、変更後のタイプを表示することができる。